

農地を相続したときは農業委員会への届出が必要です！

🧐 農地を相続したけれど、どうしたらいいの？

😊 相続等（相続、遺産分割、包括遺贈など）で農地の権利を取得した方は、**農業委員会への届出が必要です。**

📄 届出は、相続発生日からおおむね10ヶ月以内に行なってください。

📄 届出書（押印不要）は農業委員会の窓口にあります。

（農業委員会ホームページからダウンロードすることもできます。）

* 持参するもの

- ・登記事項証明書（登記簿謄本）
- ・届出者の本人確認ができるもの（運転免許証等）
- ・代理人が提出する場合は、委任状

* 届出窓口

農地の所在が門司、小倉北、小倉南区の方は東部地区担当（小倉南区役所4階）

農地の所在が若松、戸畑、八幡東、八幡西区の方は西部地区担当（折尾出張所2階）

📄 届出を行わなかった場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。



🧐 相続登記は必要なの？

😊 令和 6 年 4 月に相続登記の申請が**義務化**されました。

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者がわからない「所有者不明土地」が全国で増加し、隣接する土地への悪影響が発生したり、公共工事や復旧・復興事業が円滑に進まず、土地の利活用を阻害するなど、社会問題になっています。また、相続登記せずに放置すると将来次の相続が発生、権利関係が複雑になりご家族が苦勞することになります。

そこで、2024 年（令和6年）4月1日から、相続登記の義務化が始まりました。

📄 不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をする必要があります。

📄 正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

📄 詳しくは、法務省ホームページ「相続登記の申請義務化特設ページ」をご覧ください。

📄 手続きについては、法務局や司法書士等へご相談ください。

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者だけが加入できる公的年金です。
自分で納付した保険料を年金の原資とする積み立て方式で、加入者数の変化や財政事情に左右されない公的年金です。

次の3つの要件を全て満たす方なら、どなたでも加入できます。

< 加入要件 >

- ① 年間60日以上農業に従事する方
- ② 国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
- ③ 20歳以上65歳未満の方（60歳以上は国民年金の任意加入被保険者）

< 加入のメリット >

- ① 積立方式で安定した財政運営が実施されます。
- ② 80歳まで保証のついた終身年金です。
- ③ 保険料は自由に選択でき、いつでも変更できます。
- ④ 保険料は全額所得控除の対象となります。
- ⑤ 一定の要件を満たす場合、国からの補助制度があります。



お問い合わせは、農業委員会事務局庶務担当へ。

「全国農業新聞」を購読してみませんか



全国農業新聞は、
農業及び農政の現状を中心に、
農業者の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

お申し込みは、農業委員会事務局庶務担当へ

毎週金曜日発行
購読料

700円/月

北九州市農業委員会事務局の窓口

- ◆ 東部地区担当（門司区、小倉北区及び小倉南区の区域担当）、庶務担当
〒802-8510 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号（小倉南区役所4階）【電話】093-951-1021
- ◆ 西部地区担当（若松区、八幡東区、八幡西区及び戸畑区の区域担当）
〒807-0824 北九州市八幡西区光明一丁目9番22号（折尾出張所2階）【電話】093-693-9971